

第百六十六号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「同 荒川商業高等学校」を「同 小台二丁目一番三十一号」を

同 荒川商業高等学校 同 小台二丁目一番三十一号

同 小台橋高等学校 同 小台二丁目一番三十一号

に改め、

同表五の項中「同 久我山青光学園」を「世田谷区北烏山四丁目三十七番一号」を

同 久我山青光学園 世田谷区北烏山四丁目三十七番一号

同 立川学園 立川市栄町一丁目十五番地の七

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高等学校教育の振興及び特別支援教育の推進を図るため、東京都立小台橋高等学校及び東京都立立川学園を設置する必要がある。